

新型コロナウイルス感染防止に伴う社会体育施設の貸出について

横瀬町教育委員会（令和2年3月2日現在）

【対応】

- ・3月中の新規施設利用許可申請の受付を行いません
既に使用許可が出ているものについては利用いただけます
- ・利用団体への活動自粛を依頼します（自粛を強制するものではありません）
- ・スポーツ交流館については一般開放事業（2階施設・火・木：18：30～20：30、
日：9：00～12：00）は期間中も行います
ただし3月12日から25日については一般開放事業を行いません

【期間】

3月2日（月）～3月31日（火）

※新型コロナウイルスの状況等により期間が延長となる場合あります。

その際は再度ご連絡いたします。

【該当施設】

- ・横瀬町市民グラウンド
- ・横瀬町スポーツ交流館
- ・横瀬中学校体育館

【その他】

- ・使用中止に伴う使用料の還付（返金）について
期間中、感染防止を理由に使用を中止した場合には、横瀬町市民グラウンド条例施行規則第5条第1項第1号及び横瀬町スポーツ交流館条例施行規則第5条第1項第1号により既納分の施設使用料を全額還付いたします。還付を希望する団体は一度教育委員会までご連絡ください。
- ・施設の利用にあたっては、手洗いうがい、アルコール消毒等感染防止に努め、各団体の責任で活動を行ってください。

【問い合わせ】横瀬町教育委員会

生涯学習グループ

Tel：25-0118